

## 札幌圏域個別調整部会設置要領

### (設置)

第1条 北海道医療計画札幌圏域地域推進方針（別冊）札幌区域地域医療構想の推進に向けて、将来的な医療ニーズに応じた医療提供体制の構築に必要な協議及び情報提供を行うため、札幌圏域地域医療構想調整会議設置要領第7条の規定に基づき、札幌圏域個別調整部会（以下、「部会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項について協議及び情報共有を行う。

- (1) 病院・有床診療所の病床機能に関すること
- (2) 地域医療連携推進法人の設立に関すること
- (3) 北海道地域医療介護総合確保基金に関すること
- (4) その他医療提供体制の確保に関すること

### (組織)

第3条 部会は、次の各号に掲げる者から、札幌圏域地域医療構想調整会議議長から指名された委員で組織する。

- (1) 医療関係団体
- (2) その他必要と認められる者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、札幌圏域地域医療構想調整会議委員の任期と同一とする。ただし、任期途中で退任した委員の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

### (部会長及び副部会長)

第5条 部会に、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、委員が互選した者をもって充てる。
- 3 部会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 部会長に事故あるときのほか、議事の内容により部会長に重大な利益又は不利益が生じる恐れがあると委員の過半数が認める場合は、副部会長がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 部会は、必要のつど部会長が招集する。

- 2 部会長は、議事等の必要に応じて、委員の出席を制限することができるほか、委員以外の関係者の出席を求めることができる。
- 3 部会で協議された事項については、札幌圏域地域医療構想調整会議で協議されたものとみなす。

### (事務局)

第7条 会議の事務局は、石狩振興局保健環境部保健行政室に置く。

### (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が会議に諮って定める。ただし、軽微な事項については、部会長が定めて部会に報告するものとする。

### 附 則

この要領は、令和元年（2019年）10月4日から施行する。